

2021年9月15日

課題別研修「適正な医薬品の供給・品質管理・使用に向けた薬事行政」業務委託

(公示日：2021年8月27日／公告番号：21c00427000000) について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 11	研修実施期間	2021年度のオンライン研修9日程度は具体的にいつの時期等お考えがあればご教示いただけますでしょうか。 (祝日との関係も含めて)	研修開始は1月中旬以降、委託契約の履行期限を3月中旬とすることを勘案し、研修終了は2月中旬以前と考え、9日程度でご計画ください。割当国の宗教・慣習に配慮し、発表会・討論会など研修員のオンライン参加が必須の研修内容は金曜日を外した計画を推奨します。なお、土日祝の開催や不連続日の開催も妨げません。
2		その他	2020年度及び2021年度のオンライン研修生には2022年度又は2023年度の来日研修への優先的な参加資格が想定されますでしょうか。	現時点では、過去のオンライン研修参加者の来日研修への優先的な参加は定めておりません。2022年度および2023年度の割当国からの要請等を踏まえ、発注者と受注者でその可能性を検討することとなります。
3		その他	2022年度、2023年度の来日研修での入国の際に、PCR検査で陽性となって隔離措置となった場合にそれでも研修の前半にオンラインで参加できるファシリティを用意できますでしょうか。JICA研修宿舎での隔離措置ができませんでしょうか。	来日研修実施決定以降の日本政府の水際対策および来日時の研修員の体調等を踏まえた対応となります。隔離場所の手配・調整は発注者が主体となって行います。なお、隔離期間中の研修へのオンライン参加可否については、隔離措置の状況や研修員の体調、研修の運営体制、研修プログラムの内容等を総合的に勘案し、受注者と協議の上、発注者が判断します。
4		その他	来日研修生に定期的なPCR検査を実施できませんでしょうか。陽性判定となった時に隔離措置がとれますでしょうか。隔離された研修生に提供できるオンラインプログラムを用意できますでしょうか。	来日研修実施決定以降の日本政府・自治体の感染症対策を踏まえたPCR検査の実施、隔離措置を実施することとなります。一方、視察先等研修受入先が定期的なPCR検査の実施を必須とする場合は研修目的等を勘案し、発注者と受注者で合意の上、PCR検査の実施を決定します。隔離措置中の研修員向けのオンラインプログラムの実施は、現時点ではその可否が未定のため、プロポーザルへの記載は不要です。
5		その他	研修中に陽性となって研修生の帰国が遅れることがJICAで想定されていますでしょうか。	その時点での相手国および帰国ルートの水際対策を踏まえた対応となります。傷病による帰国遅延に係る手配・調整は発注者で行います。
6	P. 19	作業人日 (上限の目安)	ご記載いただいている上限は3年間のトータルになりますでしょうか、1年間でしょうか。	1年間の上限です。